

漁港施設用地利用計画策定要領について

(平成25年 2 月28日付け24水港第3043号水産庁長官通知)

最終改正 令和 6 年 3 月27日付け 5 水港第2974号

漁港施設用地利用計画は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港に関し、地域の漁業情勢や社会経済情勢等を十分踏まえた漁港施設用地の利用に関する計画を策定することにより、漁港管理者が適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うこと並びに適切な漁港の整備に資することを目的として、漁港管理者により策定されてきたところである。

今般、漁港整備事業等により造成された漁港施設用地の利用及び管理に着目した会計検査院実地検査の結果に基づく平成23年度決算検査報告において、「漁業従事者数等の減少に対応した今後の漁港施設用地の利用等について」が意見表示された。これを踏まえ、漁港管理者が管理する漁港施設用地の利用実態を把握した上で、漁港施設用地の適正な利用及び管理を図ること及び地域の漁業情勢や社会経済情勢等の変化によって生じた未利用地の有効利用等を図ることに資するため、別紙のとおり漁港施設用地利用計画策定要領を定め、平成25年 4 月 1 日から適用することとしたので御了知ありたい。

また、本取扱いについて、貴職から貴管下関係市町村に対し周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、以下の通知については、平成25年 3 年31日をもって廃止する。

1 漁港施設用地等利用計画の策定について

(平成 2 年 3 月15日付け 2 水港第40号水産庁長官通知)

2 漁港施設用地等利用計画策定要領について

(平成14年 4 月 1 日付け13水港第4220号水産庁長官通知)

漁港施設用地利用計画策定要領

第1 目的

漁港施設用地利用計画（以下「利用計画」という。）は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港に関し、地域の漁業情勢や社会経済情勢等を十分踏まえた漁港施設用地の利用に関する計画を策定することにより、漁港管理者が適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理を行うこと並びに適切な漁港の整備に資することを目的とする。

第2 利用計画の策定

漁港管理者は、漁港区域内の次に掲げる用地に関する利用計画を策定するものとする。

- 1 特定漁港漁場整備事業その他の漁港関係国庫補助事業、農山漁村地域整備交付金その他の交付金による漁港施設の整備事業又は日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）に基づく無利子貸付金による融資事業（以下「漁港関係補助事業」という。）により取得された、又は取得される漁港施設用地
- 2 地方単独事業（水産業協同組合が実施する事業を含む。以下同じ。）により取得された、又は取得される漁港施設用地

第3 漁港施設用地の適正利用

漁港管理者は、利用計画に即した漁港施設用地の利用を確保することにより、適正な漁港の維持管理を図るものとする。

第4 利用計画の策定の時期

- 1 漁港管理者は、漁港関係補助事業又は地方単独事業によって取得しようとする漁港施設用地に係る利用計画にあっては、当該事業の着手時までに策定するものとする。
- 2 漁港管理者は、既に漁港施設用地が存在し利用計画が策定されていない漁港にあっては、速やかに策定するものとする。

第5 利用計画の届出

- 1 漁港管理者は、利用計画を策定しようとする場合、「漁港施設用地利用計画の届出書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して水産庁長官に対して届出をするものとする。
 - （1）利用計画説明書（様式第2号）
 - （2）漁港施設用地利用計画書（様式第3号）
 - （3）漁港施設用地利用計画平面図（様式第4号）
 - （4）漁港整備計画平面図又は全体計画平面図（既存施設を含めたもの）

(5) 漁港施設用地利用実態調書（様式第6号）

(6) 現況写真

- 2 提出された届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、提出をもって届出を受理したものとはみなさない。

第6 利用計画の変更

- 1 漁港管理者は、既に利用計画が策定されている漁港において、漁港関係補助事業又は地方単独事業によって漁港施設用地を追加取得しようとする場合、又は漁業情勢や社会経済情勢等の変化を踏まえ漁港施設用地の利用を見直す場合には、利用計画を変更するものとする。

- 2 利用計画の変更時期については、第4を準用するものとする。

- 3 漁港管理者は、農林水産大臣が費用の一部を負担等する漁港関係補助事業の実施のため利用計画を変更する場合、又は、農林水産大臣が費用の一部を負担等した漁港関係補助事業により取得した漁港施設用地についてその交付の目的を変更しようとする場合には、「漁港施設用地利用計画の届出書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して水産庁長官に対して届出をするものとする。

(1) 利用計画説明書（様式第2号）

(2) 現行及び変更後の漁港施設用地利用計画平面図（様式第4号）

(3) 漁港施設用地利用実態調書（様式第6号）

(4) 現況写真

なお、漁港施設用地利用計画変更書（様式第5号）については添付を要しないが、作成の上保存するものとする。

- 4 3以外により利用計画を変更する場合、漁港管理者は変更の内容を把握するために次に掲げる書類を作成の上保存するものとする。

(1) 利用計画説明書（様式第2号）

(2) 漁港施設用地利用計画変更書（様式第5号）

(3) 現行及び変更後の漁港施設用地利用計画平面図（様式第4号）

(4) 漁港施設用地利用実態調書（様式第6号）

(5) 現況写真

第7 利用計画の策定及び変更にあたっての留意事項

漁港施設用地の配置及びその利用の確保の状況は漁港の機能の維持・向上に影響を与えるものであることから、漁港管理者は、利用計画の策定及び変更にあたっては、次の点に留意するとともに、関係地方公共団体、水産業協同組合その他の関係者と十分調整を行うものとする。

- 1 漁業情勢等の見通し

利用計画の策定又は変更に当たり、漁業従事者数が減少傾向にあることなど漁業情勢や社会経済情勢等の変化を的確に反映させた上、既存の用地の活用を図るなど将来的な利用を十分踏まえて行うものとする。

- 2 既設漁港施設用地の効率的な利用

漁港関係補助事業等により整備されている既設漁港施設用地については、新たに策定する利用計画の下でその機能が十分に発揮され、効率的に利用されるようにするものとする。

3 水産関連施設の設置

漁港施設用地に、荷さばき所、附帯施設等の上屋施設を設置する場合は、当該施設の配置、設置予定年度、規模等についてあらかじめ施設設置者と十分調整するものとする。

4 道路事業、河川事業等との調整

漁港区域内及びその周辺における道路又は河川の整備計画の有無について事前に確認し、これらの整備計画がある場合は、利用計画の策定後短期間で変更が生じることのないよう、当該整備計画の担当部局とあらかじめ十分調整するものとする。また、道路の高架橋等が漁港施設用地の上空を通過する場合にあっても、同様に取り扱うものとする。

5 開発事業等との調整

漁港区域内及びその周辺における商工業団地の造成、農用地の造成、干拓、宅地の造成、発電所の建設、リゾート開発、都市開発等の開発事業、都市計画の決定及び変更、各種地区指定による規制措置等について、関係部局とあらかじめ十分調整するものとする。

6 利用目的区分を「漁港関係補助事業用地」とする場合

漁港関係補助事業により取得した用地について、利用を検討した結果、以下に該当する場合は利用目的区分を「漁港関係補助事業用地」として区分する。

- (1) 有効利用による目的外使用のため別表の工作物及び漁港機能施設用地のいずれにも該当しない用地の利用となる場合及び「漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の取扱いについて」（昭和33年12月3日付け33水生第6563号水産庁長官通知）第1に規定する補助対象用地としての利用でなくなる場合。

なお、これらの場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分の手続等、必要に応じて法令等に基づく手続を経た上で行うものとする。

- (2) 未利用となっている場合（（1）を除く）。

なお、この場合はあくまでも一時的な区分であり、その後の検討の結果（1）に該当することとなった場合は、（1）の手続等が必要となる。

第8 漁港施設用地利用計画書の記載要領

第5の1の（2）に規定する漁港施設用地利用計画書（様式第3号）及び第6の3に規定する漁港施設用地利用計画変更書（様式第5号）の記載に当たっては、以下によるものとする。

- 1 「利用目的区分」の欄は、別表の利用目的区分の小分類ごとに記入するものとする。

なお、漁港及び漁場の整備等に関する法律第41条に規定する漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）に定められた漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設用地については、小分類ごとの名称の後に、（漁港施設等活用事業）を記入するものとする。（例）野積場用地（漁港施設等活用事業）

また、利用目的区分のうち「漁港関係補助事業用地」は、有効利用による目的外使用等のため「漁港関係補助事業用地」以外の利用目的区分のいずれに

も該当しない利用に供する用地、又は未利用となっている用地に用いるものとする。

- 2 「利用計画面積」は、埋立て、公共空地盛土、買収地、水面占用、その他に区分し、必要に応じて欄を設けて記入するものとする。なお、「その他」の区分は、所有者の別（漁港管理者以外の地方公共団体の所有地、漁協所有地等）を適宜記入するものとする。
- 3 「利用計画面積」は、漁港関係補助事業によるものと地方単独事業によるものを合計して記入し、（ ）内は、漁港関係補助事業により整備する、又は整備した面積を内数で記載するものとする。
- 4 当該漁港が分区指定されている場合は、それぞれの分区ごとに利用計画書又は利用計画変更書を作成し、漁港全体を取りまとめる総括表を添付するものとする。
- 5 利用計画書又は、利用計画変更書の面積と漁港施設用地利用計画平面図の面積が一致することを確認するものとする。
- 6 利用計画変更書の「現行」の欄には、策定又は変更した利用計画のうち最新のものを記入し、「変更」の欄には、変更後の利用計画を記入するものとする。
- 7 利用計画面積の積算の取扱い
 - （1）利用計画面積の積算に当たっては、漁港施設用地ごとに、漁港施設及び附帯施設等の規模、種類、作業スペース、配置、通路、建ぺい率等を十分考慮した上で、必要な面積を積算することとし、漁業従事者数が減少傾向にあることなど漁業情勢や社会経済情勢等の変化を的確に反映させた上、既存の用地の活用を図るなど将来的な利用を十分踏まえて行うものとする。
 - （2）荷さばき所、水産倉庫等における附帯施設の取扱いについて、利用計画は各漁港施設ごとに区分して定めるが、本体施設の整備に伴い必要となる附帯施設は、当該本体施設の一部として一体的に利用計画を定めるものとする。

第9 漁港施設用地利用計画平面図の記載要領

第5の1の（3）に規定する漁港施設用地利用計画平面図（様式第4号）の作成に当たっては以下によるものとする。

- 1 利用計画平面図の作成
 - （1）利用計画平面図は、漁港区域内の漁港施設、関連する周辺地域の地形等を含めたものとし（等高、等深線等を記入すること。）、これに漁港施設用地を記入すること。

なお、活用推進計画に定められた漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設用地については、小分類ごとの名称の後に、（漁港施設等活用事業）を記入するものとする。（例）野積場用地（漁港施設等活用事業）
 - （2）利用計画平面図は、当該漁港が分区指定されている場合は、それぞれの分区ごとに作成するものとし、各分区を総括した位置関係を示す全体平面図を添付し、また、それぞれの利用計画平面図においては、小縮尺の位置図等を余白に記入すること。
 - （3）縮尺は、原則として二千分の一とし、A4判に折りたたむこと。ただし、

漁港区域が広大な漁港にあつては、必要に応じて地区ごとの利用計画平面図を二千分の一で作成すること。

2 境界線の記入

- (1) 利用計画平面図には、漁港区域線（水域及び陸域）を記入すること。ただし、漁港区域が広大な漁港においては、分区ごとの利用計画平面図及び全体利用計画平面図の余白に小縮尺の漁港区域図を記入するものとする。
- (2) 利用計画平面図には、用地の取得区分ごとに、公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する地図）の写しにより確認の上それぞれの境界線（公有地・民有地境界線、埋立法線、用地買収線等）を明確に記入するものとする。

3 利用目的区分等の記入

- (1) 漁港施設用地については、利用計画書の利用目的区分の小分類ごとに、その利用目的を記入するとともに、各施設用地別の面積、延長等主要な寸法を記入すること。
なお、活用推進計画に定められた漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設用地については、小分類ごとの名称の後に、（漁港施設等活用事業）を記入するものとする。（例）野積場用地（漁港施設等活用事業）
- (2) 係留施設にあつては、陸揚、準備、休憩、特定目的、蓄養、養殖、利用調整等の別を記入すること。
- (3) 利用計画平面図に記入する各用地の面積等については、適宜求積図及びチェックリストを作成し、利用計画平面図と利用計画書の面積の数値等が一致していることを確認すること。

4 ハッチングの記入

用地取得の方法に応じて、次により、ハッチングすること。この場合、用地取得が完了した用地については実線で、未だ計画段階か造成中のものにあつては破線により区分するものとする。

- (1) 漁港関係補助事業による漁港施設用地の取得にあつては、赤線
- (2) 公共空地の盛土にあつては、黄線
- (3) 民地等の買収にあつては、茶線
- (4) 栈橋式等の施設による水面占用にあつては、藍線
- (5) 漁港関係補助事業で道路を舗装する場合にあつては、道路のセンターラインを赤線（整備予定の場合は破線、整備済の場合は実線）

5 色分け

利用計画平面図は、別表の色区分に従い着色すること。

6 利用計画平面図の表示

(1) 栈橋式の用地

岸壁等の係留施設と合わせて用地を栈橋式で造成する場合は、係留施設の部分とそれ以外の用地として利用する部分との区分を明確にして利用計画平面図に、当該部分が水面の占用である旨を表示するものとする。

(2) 立体利用する用地

人工地盤（鉄筋コンクリート等で2階以上のプラットフォームを建設し、用地を立体的に利用する場合）は、別図にして表示するものとする。

- (3) 活用推進計画に定められた漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設用地は、赤枠で囲むこととする。

第10 漁港施設用地利用実態調書の記載要領

第5の1の(5)に規定する漁港施設用地利用実態調書(様式第6号)の作成に当たっては以下によるものとする。

- (1) 「利用計画策定又は変更年月日」の欄は、利用計画の策定又は変更(現行)の年月日を記入すること。
- (2) 「現行利用目的区分」の欄は、様式第5号の現行利用目的区分を記入すること。

なお、活用推進計画に定められた漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設用地については、小分類ごとの名称の後に、(漁港施設等活用事業)を記入するものとする。(例)野積場用地(漁港施設等活用事業)

※ 漁港区域内で同じ利用目的区分の用地が複数ある場合は、まとめて1箇所につき1行で記入することとし、利用計画平面図に番号を付して区分すること。

- (3) 「現行利用計画面積」の欄は、現行の利用計画の面積を記入すること。

※ 合計面積については、様式第5号の現行面積の合計と一致することを確認すること。

- (4) 「使用面積」の欄は、使用時期において実際に使われている最大の面積を記入すること。

※ 施設がある場合は、その施設と施設に附帯する駐車スペース、管理スペース等の面積を記入すること。

- (5) 「使用時期」の欄は、実際に使用している期間を記入すること。 (「通年」・「〇月～〇月まで」等)

- (6) 「補助・非補助・直轄の別」の欄は、漁港関係補助事業により取得した用地は「補助」、地方単独事業により取得した用地は「非補助」、国が行う直轄事業により取得した用地は「直轄」を記入すること。

- (7) 「補助事業名及び整備年」の欄は、当該用地を整備した事業の名称及び整備完了年を記入すること。

- (8) 「施設の設置状況」の欄は、施設がある場合のみ、施設の内容を記入すること。

- (9) 「占用許可の有無」の欄は、占用の許可をしている場合は「有」、占用の許可をしていない場合は「無」を記入すること。

- (10) 「施設の所有者」の欄は、施設の所有者について、「地公体」、「漁協」、「民間企業」、「個人」の別を記入すること。

- (11) 「施設の使用人」の欄は、施設の使用人について、「地公体」、「漁協」、「民間企業」、「個人」の別を記入すること。

- (12) 「(2) 現行利用目的画区分との整合性」の欄は、用地利用実態が、現行の利用目的区分「項目(2)」と異なる場合は「×」を記入すること。

「「×」の場合の利用内容」の欄は、当該利用が漁港施設の場合は、別表の利用目的区分を記入すること。また、漁港施設以外の場合は利用内容を記入すること。

「理由」の欄は、利用目的区分と異なる利用になっている理由を詳細に記入すること（任意で別紙可）。

※なお、不整合の是正を図るため、利用計画の変更を行うこと。

- (13) 「新規取得又は変更利用計画区分」の欄は、策定の場合は様式第3号、変更の場合は様式第5号（変更）の利用目的区分を記入すること。

なお、変更の記入に当たっては、「（2）現行利用目的区分」の欄に記入している利用目的区分と同じ行で対比させること。その際に1区分について複数の変更をする場合は、（13）の欄のみを複数行で記入すること。

また、活用推進計画に定められた漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設用地については、小分類ごとの名称の後に、（漁港施設等活用事業）を記入するものとする。（例）野積場用地（漁港施設等活用事業）

※ 漁港区域内で同じ利用目的区分の用地が複数ある場合は、まとめて1箇所につき1行で記入することとし、利用計画平面図に番号を付して区分すること。

- (14) 「新規取得又は変更利用計画面積」の欄は、新規造成及び取得予定の面積又は利用目的の変更後の面積を記入すること。

第11 本通知の施行前に策定又は変更された漁港施設用地等利用計画は、本通知に基づき届出された利用計画とみなす。

附 則（令和6年3月27日付け5水港第2974号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（3において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。
- 4 別表の規定は、この通知の施行の日以後に漁港施設用地利用計画書に記入される漁港機能施設用地について適用し、同日前に漁港施設用地利用計画書に記入された漁港機能施設用地については、なお従前の例による。

(別表)

区分	利用目的区分		色区分
	中分類	小分類	
工 作 物	護岸	護岸	紫 色
	係留施設	岸壁、物揚場、船揚場	緑 色
漁 港 機 能 施 設 用 地	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河、ヘリポート	茶 色
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設用地 漁船修理場用地 漁具保管修理施設用地	橙 色
	補給施設	給水施設用地、給氷施設用地 燃料供給施設用地 給電施設用地	桃 色
	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設用地 養殖用餌料保管調製施設用地 養殖用作業施設用地 陸上養殖施設用地 廃棄物処理施設用地	黄 色
	漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設	荷さばき所用地、加工場用地 配送用作業施設用地、野積場用地 蓄養施設用地、水産倉庫用地 製氷・冷凍及び冷蔵施設用地 仲卸施設用地、直売所用地	黄 色
	漁業用通信施設	漁業用通信施設用地	水 色
	漁港厚生施設	漁港厚生施設用地 運動施設用地	水 色
	漁港管理施設	漁港管理施設用地 管理事務所用地 漁港管理用資材倉庫用地 船舶保管施設用地 発電施設用地	水 色
	漁港浄化施設	漁港浄化施設用地	赤 色
	廃油処理施設	廃油処理施設用地	赤 色
	廃船処理施設	廃船処理施設用地	赤 色
	漁港環境整備施設	漁港環境整備施設用地	黄緑色
	漁港関係補助事業用地		灰 色

注) 活用推進計画に定められた漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設用地については、小分類ごとの名称の後に、(漁港施設等活用事業)を記入するものとする。
(例) 野積場用地 (漁港施設等活用事業)

様式第 1 号（第 5 の 1 及び第 6 の 3）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事（又は市町村長）

漁港施設用地利用計画の届出書

〇〇管理第〇種〇〇漁港の区域内における漁港施設用地利用計画の策定（又は変更）を行いますので、「漁港施設用地利用計画策定要領」（平成25年 2 月28日付け24水港第3043号水産庁長官通知）第 5 の 1（又は第 6 の 3）の規定に基づき、下記の書類を添えて届出します。

記

- 1 利用計画（変更）説明書（様式第 2 号）
- 2 漁港施設用地利用計画書（様式第 3 号）
- 3 漁港施設用地利用計画平面図（様式第 4 号）（又は現行及び変更後の漁港施設用地利用計画平面図（様式第 4 号））
- 4 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図（既存施設を含めたもの）
- 5 漁港施設用地利用実態調書（様式第 6 号）
- 6 現況写真

（注） 変更の場合は、「1 利用計画変更説明書（様式第 2 号）」、「3 現行及び変更後の漁港施設用地利用計画平面図（様式第 4 号）」、「5 漁港施設用地利用実態調書（様式第 6 号）」及び「6 現況写真」を添付する。

様式第2号（第5の1の（1）及び第6の3）

利用計画（変更）説明書

1 漁港の概要	漁港名（種別）	漁港（第 種）		
	管理者名			
	漁港指定年月日			
	漁港港勢 （ 年度）	登録漁船隻数		
		利用漁船実隻数		
		属地陸揚量		
		属地陸揚金額		
2 利用計画変更の内容 （計画策定にあつては不要）	利用目的区分	変更前（㎡）	変更後（㎡）	
	（記載例）			
	野積場用地	△△△	×××	
	野積場用地（漁港施設等活用事業）	0	×××	
	○○○用地	△△△	×××	
	○○○用地	△△△	×××	
3 変更の理由 （計画策定にあつては 2 計画策定の経緯）	財産処分を伴う場合（注） 財産処分の承認年月日 及び文書番号	年 月 日付け ○水港第○○○号		
	理由 計画変更を必要とする主な理由（計画策定にあつては経緯）を記入する。 （記載例） ・○○による特定漁港整備事業計画の見直しに伴い、○○年度△△事業において○○を整備するため○○用地（△－□）（※現行利用計画平面図番号等を記載）を○○用地（▲－■）（※変更後利用計画平面図番号等を記載）へ変更する。 ・○○により用地利用計画を見直し、○○用地（△－□）（※現行利用計画平面図番号等を記載）を、民間事業者が整備する○○施設を設置する漁港関係補助用地（▲－■）（※変更後利用計画平面図番号等を記載）へ変更する。 ・漁港施設等活用事業により野積場用地を○○として活用する活用推進計画（案）を作成したことから、野積場用地（△－□）（※現行利用計画平面図番号等を記載）を野積場用地（漁港施設等活用事業）（▲－■）（※変更後利用計画平面図番号等を記載）へ変更する。			

（注） 変更後の漁港施設用地が「漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の取扱いについて」（昭和33年12月3日付け33水生第6563号水産庁長官通知）に規定する補助対象でなくなる場合にあっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分に係る手続が必要。

様式第3号（第5の1の（2））

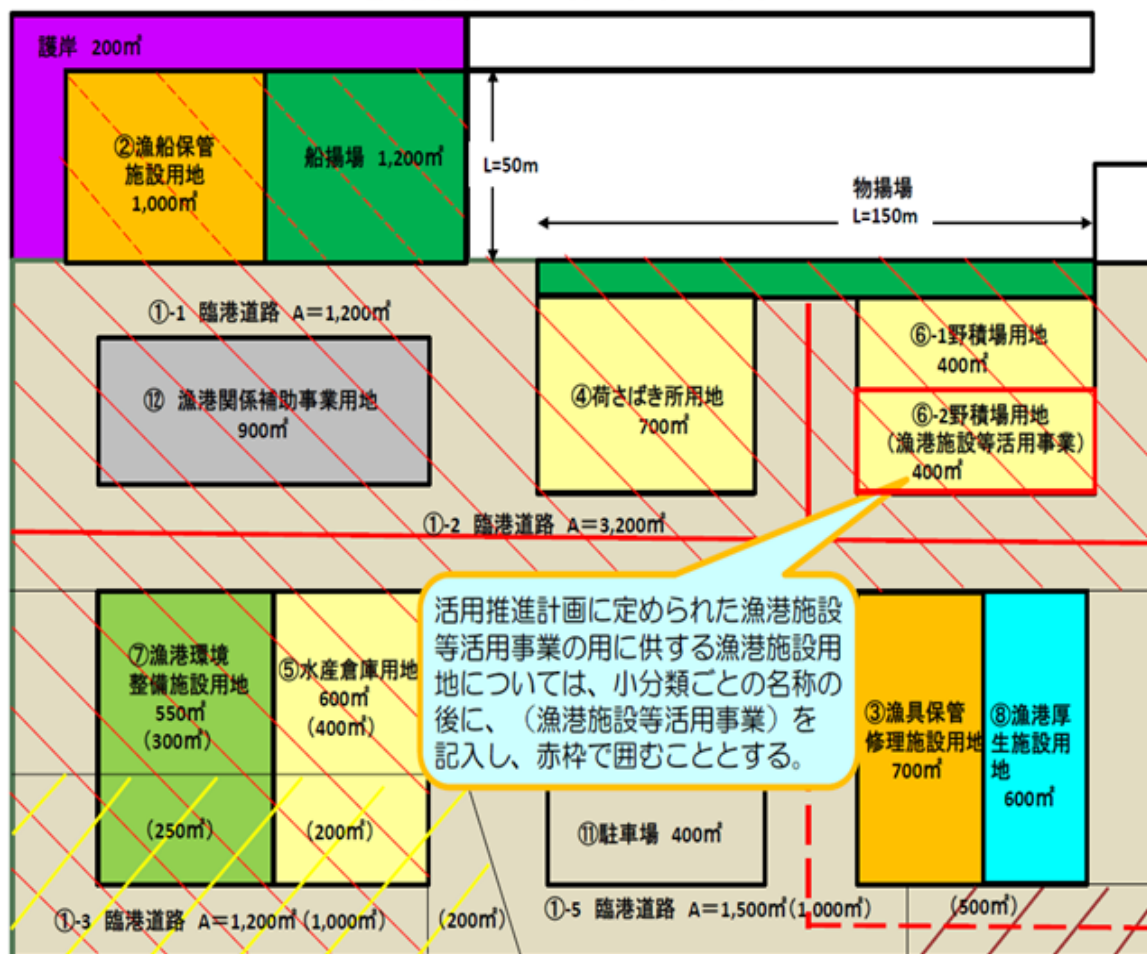
漁港施設用地利用計画書

第 種 漁港

漁港管理者 ○○都道府県（市町村）

[illegible]

漁港施設用地利用計画平面図



様式第5号 (第6の3)

漁港施設用地利用計画変更書

第 種 漁港 (〇〇分区又は総括表)

漁港管理者 ○○都道府県（市町村）

単位：m²

[illegible]

様式第6号(第5の1の(5)及び第6の3)

漁港設施用地利用寒態調查

第 種 漁港

漁港管理者

〇〇〇都道府県(市町村)

[illegible]